

指定地域の指定（3条）

主務大臣が、関係県の申請に基づき、関係行政機関の長に協議して指定

有明海・八代海等の再生に関する基本方針（4条）

主務大臣が、関係県の意見を聴き、関係行政機関の長に協議して策定

有明海・八代海等の再生に関する県計画（5条）

関係県が、基本方針に基づき、指定地域について策定。策定に当たっては、主務大臣に協議し同意を得る（主務大臣は同意に当たり関係行政機関の長に協議）

促進協議会（7条）

主務大臣、関係行政機関の長及び関係県の知事

事業実施（6条）

（国、地方公共団体ほか）

助成、支援（国）

- ・ 国の補助の割合の特例（8～10条）
港湾・漁港の汚泥等のしゅんせつ事業 → 1／2
覆砂、堆積物の除去等の漁場における特定の漁港漁場整備事業
→ ① 県の大規模事業 54～55%
② ①以外の事業 1／2
（令和13年度まで）
- ・ 地方債の特例等（11条）
（令和13年度まで）
- ・ 資金の確保等（12条）

再生措置（国、地方公共団体ほか）

- ・ 水質等の保全（13条）
- ・ 漂流物の除去、海岸漂着物の処理（14条）
- ・ 河川の流況の調整（15条）
- ・ 森林の保全・整備（16条）
- ・ 水産動物の種苗の放流（17条）
- ・ 酸処理剤の適正な使用（19条）

調査研究と体制整備等（18条）

- ・ 国、県による調査研究の実施と体制整備
- ・ 汚濁負荷量削減に資する措置

支援・救済措置（国、地方公共団体）

- ・ 水産業者に対する資金の確保、漁業被害の回避措置等（21条）
- ・ 漁業被害を受けた漁業者等の救済措置（22条）

知識の普及（国、地方公共団体）（23条）

総合調査評価委員会
（24条～27条）

- ・ 18条の調査結果に基づく有明海、八代海再生の評価
- ・ 主務大臣への意見具申
- ・ 関係行政機関への協力要請
- ・ 遂行状況の分かりやすい公表

○有明海・八代海等に隣接する海域において、新たに有明海・八代海の環境に起因する赤潮等による漁業被害が発生した場合においては、対象海域の見直しを行う。
（平成23年改正附則）

（注1） 主務大臣は、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣である。

（注2） 関係県は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県である。

施行年月日：平成14年11月29日（平成23年8月12日、令和3年4月1日改正）